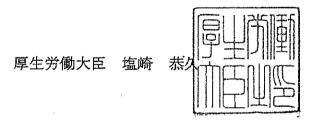
青少年の雇用の促進等に関する法律第十一条 の労働に関する法律の規定等を定める政令案 要綱等



厚生労働省発職派1225第5号 平成27年12月25日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿



下記の事項について、貴会の意見を求める。

記

- 1. 青少年の雇用の促進等に関する法律第十一条の労働に関する法律の規定等 を定める政令案要綱(別紙1)
- 2. 勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省 関係省令の整備等に関する省令案要綱(別紙2)
- 3. 青少年雇用対策基本方針案(別紙3)
- 4. 青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、職業紹介事業 者等その他の関係者が適切に対処するための指針の一部を改正する告示案要 網(別紙4)

第

青 少年 Ď 雇用の促進等に関する法律第十一条の労働に関する法律の規定等を定める政令案要綱

青少年 Ò 雇 用の 促進等に関する法律第十 一条の労働に 関する法律の 規定であって政令で定め るも $\overline{\mathcal{O}}$

青 少 乍 \mathcal{O} 雇 用 \mathcal{O} 促 進 等 12 関 す る法 律 (昭 和 匹 十 五. 年 法 全第. 九 十八号) 第十一 条 \mathcal{O} 労働 に関 する法 律 \mathcal{O}

規定であって政令で定めるものは、次のとおりとすること。

(--)労働 基準 法 (昭和二十二年法律第四十九号) 第四条、 第五条、 第十五条第一項及び第三項、

几 条、 第三十二条、 第三十四条、 第三十五条第 一項、 第三十七条第一 項及び第四 項、 第三十九 条第

項、 第二項、 第 五. 項 及び第七 項、 第 五. 十六条第 項、 第六十一 条 第 項、 第六十二条第 項 反 び 第二

項、 第六十三条、 第六十四条の二(第一号に係る部分に限る。)、 第六十四条の三第一項、 第六十五

条、 第六十六条並びに第六十七条第二項の規定 これ らの規定を労働者派遣 事業の適 正 な 運 営営 \mathcal{O} 確 保

及 び 派 遣 労働 者 \mathcal{O} 保 護 等に関 ける法語 律 昭 和 六十年 法律第八十八号) 第四 十四四 _ 条 (第 四 項を除く。

の規定により適用する場合を含む。)

(___) 最低賃金法 (昭和三十四年法律第百三十七号) 第四条第一項の規定

 (Ξ) 雇 用 O分野にお ける男女の均等な機会及び待遇の 確保等に関する法律 昭昭 和四十七年法律第百十三

号) 第五条から第七条まで、 第九条第一項から第三項まで、第十一条第一項、第十二条及び第十三条

第一項の規定 (これらの規定を労働者派遣事 *業の適 正 な運営の確保及び派遣労働者 の保護等に関する

法律第四十七条の二の規定により適用する場合を含む。)

(四) 育児休業、 介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 (平成三年法律第七十六

号) 第六条第一項、第十条 (同法第十六条、 第十六条の四及び第十六条の七において準用する場合を

含む。)、 第十二条第一 項、 第十六条の三第一 項、 第十六条の六第一 項、 第十六条の八第 項、 第十

六条の九、 第十七 条第 項 (同 法第十八条第 項に お į١ て準用する場合を含む。)、 第十 八条の二、

第十九条第一項 (同法第二十条第一項において準用する場合を含む。) 、第二十条の二、第二十三条

第二十三条の二、 第二十六条及び第五十二条の四第二項 (同法第五十二条の五第二項において準用

する場合を含む。)の規定

二 船員に関する特例について所要の規定の整備を行うこと。

兔二 施行期日

この政令は、平成二十八年三月一日から施行すること。

勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する

省令案要綱

第一 青少年 \mathcal{O} 雇 用 0 促進等に関する法律施 流行規則 \mathcal{O} 部改正

青 少年 O雇 用の 促進等に関する法律第十一条の厚 生労働省令で定める施設

青少年

の雇用の促進等に関する法律

0) 厚生労働省令で定める施設は、 専修学校 (学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号) 第百二十四条

(昭和四十五年法律第九十八号。

以下「法」という。)第十一条

に 規定する る専 修学校をいう。 以下同じ。)とすること。

法第十一条の厚生労働省令で定める者

法第十一条の厚生労働省令で定める者は、 次のとおりとすること。

(-)公共職業能 力 開 発施 設 (職業能 力 開 発促進法 (昭 和 一十四十四 [年法律第六十四号) 第十五 条の七第一 項

各 号 (第四号を除く。) に掲げ る施設をいう。 以下同じ。 又は 職業能 力開 発総合大学校 (職 業能 力

開 発促進法第二十七条第一項に規定する職業能力開 発総合大学校をいう。 以下同じ。) の行う職業訓

練を受ける者であって修了することが見込まれるもの

(___) 次に掲げる者であって、学校教育法第一条に規定する学校(小学校 (義務教育学校の前期課程及び特

別支援学校の小学部を含む。)及び幼稚園 (特別支援学校の幼稚部を含む。) を除く。 以 下 「学校」と

いう。) 若しくは専修学校の学生又は生徒であって卒業することが見込まれる者及び一に掲げる者に準

ずるも

1 学校又は専修学校を卒業した者

公共職業能力開発施設又は職業能力開発総合大学校の行う職業訓練を修了した者

口

ノヽ 学校 教育法第百三十四条第 項に規定する各種学校 (以下このハ及び六の二のロ ロのハにおい いて 「 各

種学校」という。)に在学する者であって卒業することが見込まれるもの又は各種学校を卒業した者

二 学校若しくは専修学校に相当する外国の教育施設 (以下このニ及び六の二の口の八において 「外国

 \mathcal{O} 教育施設」 という。 に在学する者であって卒業することが見込まれるもの又は外国の教育施設を

卒業した者

 \equiv 求人の申込みを受理しないことができる場合

法第十一条の厚生労働省令で定める場合は、 次のとおりとすること。

求人者が青少年の雇用の促進等に関する法律第十一条の労働に関する法律の規定等を定める政令(

平成二十八年政令第 号。 以下「令」という。) に掲げる労働基準法 (昭和二十二年法律第四十

九号) 及び最低賃金法 (昭和三十四年法律第百三十七号) に違反する行為 (以下この)にお ζ) 7 「違

反行為」という。)をした場合であって、 法第二十八条の規定による報告の求め(以下「報告の 求め

という。)により、 次のいずれかに該当することが確認された場合

1 学校卒業見込者等求人 (法第十一条に規定する学校卒業見込者等求人をいう。 以下同じ。) の申

込み Ó 時 にお いて、 当該 違 反行為の是正 が行われ れてい ないこと又は是正 が 行われた日 から起算

六月を経過していないこと(当該違反行為をした日を起算日とする過去一年以内において当該違反

行為と同一の行為 (ロにおいて 「同一違反行為」という。) をしたことが ある場合その 他当該違反

行為が学校卒業見込者等 (法第十一条に規定する学校卒業見込者等をいう。 以下同じ。 0) 職場

の定着に重大な影響を及ぼすおそれがある場合に限る。)

口 違反行為に係る事件について刑事訴訟法 (昭和二十三年法律第百三十一号) 第二百三条第

項 (同法第二百十一条及び第二百十六条において準用する場合を含む。) 及び第二百四十六条に規

定する検察官に対する送致又は同法第二百四十二条に規定する検察官に対する送付 (以下この ロに

お いて 「送致又は送付」という。 が行われ、 その旨の公表が行われた場合であって、 次のい ずれ

かに該当すること

(1) 当該送致又は送付の日前に当該違反行為の是正が行われた場合 (当該違反行為をした日を起算

日とする過去 一年以内にお いて同一違反行為をしたことがある場合であって、 当該違反行為 Ö) 是

正が 行 わ れ た日 から当該送致又は送付 \mathcal{O} 日 までの 期間 (以下この 口 にお 1 --経 過 期 間 という。

が 六 月を超えるときに限る。 であって、 学校卒業見込者等求人の申込みの時において、 当該

送致又は送付の日から起算して六月を経過していないこと

(口) 当該 送致又は送付 この日前 に当該違 反行為の是正が行われた場合 (当該違反行為をした日を起算

日とする過去 年 以内 に お 1 て同 違反行為をしたことがある場合であって、 経 過 期 間 が 六 月を

超えないときに限る。 であって、 学校卒業見込者等求人の申 込みの時 に おいて、 当該送致又は

送 付 の日から起算して一年から経過期間を減じた期間が経過 していないこと

(ハ) 当該送致又は送付の日前に当該違 反行為の是正 一が行わ れた場合 (当該違反行為をした日を起算

日とする過去一年以内において同一違反行為をしたことがある場合を除く。) 又は当該送致又は

送付 0) 日前 に当該違反行為 の是正が行われてい ない 場合であって、 学校卒業見込者等求 人の 申込

みの 時 にお いて、 当該送致 又は送付 \mathcal{O} 日 か ら起算 Ü て — 年を経過 してい ないこと、 当 該 違 反行

 \mathcal{O} 是 正 が行われていないこと又は是正が行 われた日から起算して六月が経過していないこと

(__) 求 人者が令に掲げる雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法 律 (昭 和 匹

十七 年法 律第百十三号) の規定に違反する行為 (以下この二において 「違 反行為」という。) をし、

同 法第三十 · 条 の 規定による公表がされた場合であって、 報告の求め により、 次 \mathcal{O} 7 ず ħ かに該当する

ことが確認された場合

1 学校卒業見込者等求人の申込みの時において、 当該違反行為の是正が行われていないこと又は是

正が行われた日から起算して六月を経過していないこと

口 当 該 違 反行 為 の是正 一が行われ れた日か ら起算して六月を経過する前に当該違反行為と同 一の行為

以 下この 口 にお 1 て 同 一違反行為」 という。 を行った場合であって、 学校卒業見込者等求 人の

申込み の時にお ζ) て、 当該 同 違反行為の是正が行わ れてい ないこと又は是正が行 わ れ た 日 から起

算して六月を経過していないことその他当該同一違反行為が学校卒業見込者等の職場への定着に重

大な影響を及ぼすおそれがあること

(三) 求 人者 が令に掲げる育児休業、 介護休業等育児又は家族介護を行う労働者 \mathcal{O} 福祉 に関する法律 平

成三年法律第七十六号。 以下「育児・介護休業法」という。) の規定に違反する行為 (以下この三に

お いて 「違反行為」という。)をし、 同法第五十六条の二の規定による公表がされた場合であって、

報告の求 めにより、 次の いずれ、 かに該当することが 確認された場合

1 学校· 卒業見込者等求 人の申 -込みの 時において、 当該 違反行為の是正が行われていないこと又は是

正が行われた日から起算して六月を経過していないこと

口 当該 違 (反行) 為の是正が行われた日から起算して六月を経過する前に当該違反行為と同一の行為

以下この 口 に お 1 7 同 一違反行為」という。 を行った場合であって、 学校卒業見込者等求 人の

申込み \mathcal{O} 時において、 当該同 一違反行為の是正が行われていないこと又は是正が行われた日 か 5 起

算 して六月を経過していないことその他当該同一違反行為が学校卒業見込者等の職場への定着に重

大な影響を及ぼすおそれがあること

求人不受理の手続

公共職業安定所が、 法第十一条の規定により求人の申込みを受理しないときは、 求人者に対し、 その

理 由 を説 明 L なけ れ ば ならない ものとすること。

五 青少年 雇 用 情 報

(-)法第十三条第一 項の厚生労働省令で定める事項は、 次のイからハまでに掲げるものとすること。

1 青少年 の募集及び 採用の状況に関する事項として次に掲げ る事項

(イ) 直 近 の 三 事 業年 -度に採品 用 L た者 (新たに学校若しくは専修学校を卒業した者若しくは新 たに公

共 飛 業能力開 発施設若しくは職業能 力開 発総合大学校の行う職業訓練を修了した者又はこれ に · 準

ずる者 (以 下 「新規学卒者等」 という。) に限る。) の数及び当該採用した者のうち直近の三事

業年 度 に離職 した者 の数

(口) 男女 別 \mathcal{O} 直 [近三事 業年度に採用し た新規学卒者等の数

その 雇用する労働者の平均継 続勤務年数

口 職業能 力の 開発及び 向上に関する取組 の実施 状況に関する事項として次に掲げる事項

- (イ その雇用する労働者に対する研修の有無及びその内容)
- (口) そ 0) 雇用す る労働 層者が自 発的 な職業能 力 *の* 開 発及び 向上を図ることを容易にするために必要な

援助の有無並びにその内容(二に掲げる事項を除く。)

(/\) 新たに雇 V 入れ た新規学卒者等からの 職 業能 力の開発及び向上その他 の職業生活に関する相

談

- に応じ、 並びに必要な助言その他の援助を行う者を当該新規学卒者等に割り当てる制度の有 無
- (二) その 雇用する労働者に対 してキャリア 、コンサ ルティング (職業能 力開 発促進法第二条第五項に

規定す るキャリア コンサルティングをいう。 \mathcal{O} 機会を付与する制 度の 有無及びその 内

(ホ) その 雇用する労働者に対する職業に必要な知識及び技能に関する検定に係る制度の有無並びに

その内容

- ハ 職場 の定着 の促 進 に 関する取 組 の実施状況 に関する事項として次に掲げ る事 項
- (1) その 雇用す ^る労働 者一人当たり $\stackrel{(}{\mathcal{O}}$ 直 近 \mathcal{O} 事 業年 度に おける平均した一 月当たりの所定外労働 時

間(所定労働時間を超えて労働した時間をいう。)

(口) その 雇用する労働者一人当たりの直近 の事業年度において取得した有給休暇 (労働基準 -法第三

十九条の規定による年次有給休暇をいう。)の平均日数

- (1 育児休業 (育児・介護休業法第二条第一号に規定する育児休業をいう。 以下このハにおいて同
- じ。)の取得の状況として、次に掲げる全ての事項
- 1 その雇用する男性労働者であって、 直近の事業年度において配偶者が出産したものの数及び

当該事業年度において育児休業をしたものの数

2 その 雇 用する女性労働者であって、 直近の事業年度にお いて出産したものの数及び当該事業

年度において育児休業をしたものの数

(二) 役員に占める女性の割合及び管理的地位にある者に占める女性の割合

一のイからハに掲げる事項 (ハの二に掲げる事項を除く。)については、 労働者 の募集を行う者及

(__)

び 募集受託者 (職業安定法 (昭 和二十二年法律第百四十一号) 第三十九条に規定する募集受託者を

う。 以下この二及び六の二において同じ。 が法第十三条に規定する学校卒業見込者等募集 (以 下

という。)であって通常の労働者に係る労働者の募集を行う場合は、

通常

 \mathcal{O}

学校卒業見込者等募集」

労働者に係る事項とし、 労働者 の募集を行う者及び募集受託者が学校卒業見込者等募集であって通常

の労働者以外の労働者に係る労働者の募集を行う場合は、 通常の労働者以外の労働者に係る事項とす

ること。

(三) ()のイからハに掲げる事項 (ハの)に掲げる事項を除く。) については、 求人者が学校卒業見込者

等求人であって通常の労働者に係る求人の申込みを行う場合は、 通常の労働者に係る事項とし、 求人

者が学校卒業見込者等求人であって通常の労働者以外の労働者に係る求人の申込みを行う場合は、 通

常の労働者以外の労働者に係る事項とすること。

六 青少年雇用情報の提供の方法等

法第十三条第一項の規定による青少年雇用情報の提供は、 電子メールの送信その他のインターネッ

を利用する方法又は書面を交付する方法その他の適切な方法により行うものとすること。

(__) 法第十三条第二項 0 規定により青少年雇用情報の提供を求める場合には、 学校卒業見込者等は、 次

に掲げる事 項について、 電子メールを送信する方法又は書面を交付する方法その 他 の適切な方法によ

り、 労働者の募集を行う者又は募集受託者に明示しなければならないものとすること。

イ 当該学校卒業見込者等の氏名及び住所又は電子メールアドレ ス

- 口 次に掲げる当該学校卒業見込者等の区分に応じ、それぞれ次に定める事項
- (1) 学校若しくは専修学校 学校等 (以下このイにおいて の名称及び在学年又は卒業した年月 「学校等」という。) の学生若しくは生徒又は学

校等を卒業

した者

- (口) 公共職業能 力開 発施設若しくは 職業能力開発総合大学校 (以下この口において 「施設等」とい
- う。 の行う職業訓練を受ける者又は当該職業訓練を修了した者 施設等及び職業訓練 0 名称 並

びに修了することが見込まれる年月又は修了した年月

(ハ 二の二のハ又はニに掲げる者 各種学校又は外国 \mathcal{O} 教育施設の名称及び在学年又は卒業 した年

月

ノヽ 青少年雇用情報の提供を希望する旨

(三) 法第十三条第二項 0 規定による青少年 雇 用 情報 の提供は、 五. の一のイのイからハまでに掲げる事 項

五. の (一) の ロ の (イ) か らかまでに掲げる事 項 父び五 の(一)のハの(イ) から()までに 掲げる事 項のうちそれ

れ 以上について、 電子メールを送信する方法又は書面を交付する方法その他の適切な方法により行

うものとすること。

- (-)法第十四 · 条 第 項 (T) 規定による青少年雇用情報の提供は、 電子メールを送信する方法又は書面を交
- 付する方法 その 他 1の適切 な方法により行うものとすること。
- (__) 法第十 匝 条第二項 \bigcirc 規定により青少年 -雇用情報 報の提供を求める場合には、 次に掲げる者は、 それぞ
- れ 次に定め る事項について、 電子メールを送信する方法又は書面を交付する方法その他の適切 な方法
- により、 求人者に明示しなけ ればならないものとすること。

1

当

該

求

人者

が学校卒業見込者等求

人の申込みをした公共職業安定所又は

職業紹会

介事

業者

職

- 定法第四条第七項に規定する職業紹介事業者をいう。) 六の二のハに掲げる事
- 口 1 に掲げる者か ら職業の紹介を受け、 又は受けようとする学校卒業見込者等 項 六の二のイからハ
- ま っでに 掲 げる 事 項
- (Ξ) 法第 + 兀 [条第二 項 0 規定による青少年雇用情 報 の提供は は、 五. の一のイのイからハまでに 1掲げ Ź 事 項
- 五. の (一) のロ の (イ) か らがまでに掲げる事項及び五 の(一)のハの(イ) から二までに掲げる事項のうちそれぞ
- れ 以上について、 電子メールを送信する方法又は書面を交付する方法その他の適切な方法により行

第二 その他

一 この省令は、平成二十八年三月一日から施行すること。

二 その他必要な経過措置を定めるとともに所要の規定の整備を行うこと。

青少年雇用対策基本方針案

目次

はじめに

第一 青少年の職業生活の動向

一 青少年を取り巻く環境の変化

一 青少年等の現状

一 若年労働力人口の動向

二 青少年をめぐる雇用情勢

 $(\overline{\underline{}})$ 就業 構造 \mathcal{O} 変 化 及 び 就業 形 態 0 多様 化、 自 立に 困 難 を抱える青少年

 \mathcal{O}

増大

四 働くことに関する青少年の意識

第二 青少. 年に . つ い て 適 職 \mathcal{O} 選 択 を 可 能とする環 境 \mathcal{O} 整 備 並 び に職 業 能 力 0 開 発及び向 上等に関する

施策の基本となるべき事項

一青少年雇用対策の方向性

学校卒業 見込 者 等 \mathcal{O} 就 職 活 動 か 5 7 ツ チング 職 場 定 着まで \mathcal{O} 支援

○ 在学段階からの職業意識等の醸成

① キャリア教育の推進を通じた職業意識の形成支援

- 2 関 係 者 \mathcal{O} 連 携 に ょ る 丰 ヤ リア 教 育 推 進 \mathcal{O} 基 盤 整 備
- 3 労働 法 制 12 関 す る 知 識 等 \mathcal{O} 周 知 啓 発
- $(\underline{})$ 7 ツ チ ン グ \mathcal{O} 向 上 等に よ る学 校 卒業見込者等 0) 職業生 活 0) 円 滑な移行、 適 職 0) 選択及び

職

場 援

定

着

 \mathcal{O}

た

8

 \mathcal{O}

支

- 1 学 校 等 か 5 職 業 生 活 \mathcal{O} 円 滑 な 移 行 \mathcal{O} た め \mathcal{O} 支援
- 2 既 卒 者 \mathcal{O} 応 募 機 会 \mathcal{O} 拡 大 に 向 け た 取 組 \mathcal{O} 促 進
- 3 7 ツ チ グ \mathcal{O} 向 上 に 資 する た め \mathcal{O} 労 働 条 件 等 \mathcal{O} 明 示 \mathcal{O} 徹 底 及び 積 極 的 な情報提供

0 促

進

- 4 労働 関 係 法 令 違 反 が 疑 わ れ る企業 \sim \mathcal{O} 対 応
- (5) 就 職 後 \mathcal{O} 職 場 適 応 職 場 定 着 \mathcal{O} た 8 \mathcal{O} 支 援
- 三 中 途 退学 者 就 職 先 が 決 ま 5 な 1 ま ま 卒 · 業 L た 者 に 対 す Ź 支援
- 几 フ IJ] タ] を 含 む 非 正 規 雇 用 で 働 く青 少 年 \mathcal{O} 正 規 雇 用 化 12 向 け た 支援
- 五 企 業 に お け る 青 少 年 \mathcal{O} 活 躍 促 進 に 向 け た 取 組 に 対 する 支援
- $\left(\longrightarrow \right)$ 青 少 年 \mathcal{O} 雇 用 管 理 \mathcal{O} 改 善 に 向 け た 支援
- $(\underline{})$ 青 少 年 \mathcal{O} 採 用 及 び 育 成 12 積 極 的 な 中 小 企 業 \mathcal{O} 情 報 発 信 \mathcal{O} た 8 \mathcal{O} 支 援
- (Ξ) 仕 事 لح 生 活 \mathcal{O} 調 和 ワ] ク ラ 1 フ バ ラン ス) \mathcal{O} 改 善 多 様 な =] ・ズに 対 応 L た 働 き 方 0)

実 現

六 職業能力の開発及び向上の促進

- □ 職業訓練の推進
- □ 職業能力検定の活用の促進
- $(\underline{\underline{-}})$ 職 業 人 生 を 通 ľ た キ ヤ リア 形 成 支 援

七

二

]

1

等

 \mathcal{O}

青

少

年

12

対

す

る

職

業

生

活

に

お

け

る

自

立

促

進

 \mathcal{O}

た

8

 \mathcal{O}

支

援

八 地域における青少年の活躍促進

九 青少年福祉施策の実施

はじめに

勤 労 青 少 年 福 祉 法 昭 和 匹 + 五. 年 法 律 第 九 十八 号) \mathcal{O} 制 定 以 来、 同 法 に 基 づ き、 福 祉 施 設 \mathcal{O} 設 置

Þ 余 暇 活 動 \mathcal{O} 振 興 等、 勤 労 青 少 年 福 祉 施 策 が 推 進 され てきた。

化してい として青少年が 勤 労 青 る。 少 年 少 福 活躍 子 祉 高 法 が できる環境 齢 化 制 が 定 さ 層 れ 整 進 た高 備 展 を行うことが Ļ 度経 労働 済 成 力 長 期 人 重 カュ 要 ら、 \mathcal{O} な 減 課 少 青 題 が 少 年 لح 見 なっ 込ま を 取 7 れ り巻く社会経済状 7 る中で、 る。 次 代 を 担 況 うべ は 大 き存 きく

け か ることとし、 つ体 こ の た 系 め、 的 な 青 就 題名 職 小 準 年 を 雇 備 用 段 青 階 対 少 策 か 年 を 5 就 \mathcal{O} 行う 雇 職 用 た 活 \mathcal{O} \Diamond 動 時、 促 \mathcal{O} 進 初 . 等 就 \Diamond に 職 7 関 後 \mathcal{O} す 法 \mathcal{O} る法 丰 的 枠 ヤ 律 組 IJ 4 ア とし 形 (若者 成 て ま 雇用 で 勤 \mathcal{O} 促 労 各 進 青 段 法 階 少 年 12 と 改 福 お 祉 1 め て、 法 る を ほ 位 総 か、 置 合 付 的

適職の選択に関する措置等を新たに規定したところである。

方針」 \mathcal{O} とし 法 改 て、 正 に その 伴 V) 名 称 従 及び内 来 0 勤労 容を改めることとす 青 少 年 福 祉 対 策 る。 基 本 方 針 につい て は、 青 少年 雇 用 対 策 基本

開 ことを促す が 祉 以 降 発 施 対 本 及 策 仕 策 基 \mathcal{O} び向 本 社 事、 基 \mathcal{O} 基 本 方 会 本 É 上を 針 方 経 とな め、 針 で 社 会 は、 通じて継 済 伞 また、 るべ \mathcal{O} へ の 変 青 成二十三 き事 化 少 これを支える関 年 積 続 . D 項 的 極 少 子 を示すこととす な 的 年 職 業生 キャリア形成を図 な関 高 厚 齢 生 活 わ 労 化 り 働 に \mathcal{O} 関 を 係 進 省 する 行 告 機 通じて自 る。 関 P 示 第 動 \mathcal{O} 青 り、 向 連 少 百 年 を 携 信と意欲を備 兀 社会の による社 + 明らかにするとともに、 に 求 九 号。 8 構 5 会的ネット 成員として自 れ 以 え、 下 る 社 適 会 第 職 九 \mathcal{O} ワ 期 次 \mathcal{O} 待 選] 方 L 等 択 第九 ク 針 て健 を踏 並 \mathcal{O} 次 と 整 び 全 勤 に 備 ま 1 え う。 労青 を に 職 図 成 業 る 長 青 少 能 する た 策 年 力 少 8 年 定 \mathcal{O} 福

引き続き、 青 少 年 \mathcal{O} 対 三十 象 年 五. 齢 歳 に 未満」 0 7 7 とする。 は 第 九 次 方 針 に お 1 7 三十 五 歳 未 満 とし 7 7 たことを 踏 まえ、

ただし、 個 々 \mathcal{O} 施 策 事 業 \mathcal{O} 運 用 状況等に応じて、 おお む ね 兀 十 五 歳 未満」 の者につい 7

そ

(T)

対象とす

ることは

妨

げ

な

V

ŧ

 \mathcal{O}

とす

るように、 ま た、 青 青 小 年 少 年 \mathcal{O} 雇 雇 用 用 対策 \mathcal{O} 促 は、 進 等 青 12 少 関 年 す \mathcal{O} る 意 法 欲や 律 以 下 能力に応じて、 法 とい 青少年 う。 第二 が 有 為 条 な職 及 び 業 第 三 人とし 条 \mathcal{O} て成 規 定 長 12 す あ

三条 るよう、 0 青 就 職 少 乍 支 援、 で あ る労働 職 業 生 者 活 に は、 お け る自 現 に 働 立. 促 1 進 7 等 1 る者 \mathcal{O} 必 に 要な支援 限 らず、 を行うこととし 求 職 者や **\ わ て ゆ 7 る る。 =] 1 な 等 お、 \mathcal{O} 青 法 少 第

年も含まれるものである。

本 方 針 \mathcal{O} 運 営 期 間 は、 平 成二十八年 度から平 成三十二年度まで 0 五. か 年とする。

第一 青少年の職業生活の動向

一 青少年を取り巻く環境の変化

付 社 玉 会化 際 加 我 価 化 が 値 が が 玉 を \mathcal{O} 生 層 社 層 進 み 会 進 出 み、 展 経 す し、 産業 済 ŧ をめ 世 0 活 界 に 経 重 動 ぐる環 や職 済 心 を \mathcal{O} 境は、 連 移 務 鎖 \mathcal{O} L 内 が 0 0 容 近年目まぐるしく変化してい 強 は、 ま あ る。 0 て 知 また、 識 1 る。 知 ア 恵 ジ \$ ア 高 度 市 な 場 \mathcal{O} ノウ る。 拡 大等 ハ ウの サ に 1 ょ 提 ピ り、 供 ス 経 済 活 経 化や 済 用 12 活 ょ 知 動 り 識 \mathcal{O}

ても、 <u>ー</u> ょ 若 年 うな 層 社 \mathcal{O} 会 完全失業率 経 済 環 境 は \mathcal{O} 他 下 \mathcal{O} で 年 \mathcal{O} 齢 青 層 と 比 少 年 較 \mathcal{O} して 雇 用 ŧ 動 高 向 を見ると、 1 水 準に あ る。 青 小 年 人 \Box が 減 少 局 面 に あ

該 を ゆ 当 繰 る こうし 年 ij ŋ 齢 返] す た 中、 層 7 者 ン 人 P, П シ 学 に 日 校 対 1 ツ 等 する比 わ ク 後 ゆ 0 新 る \mathcal{O} 率 悪 規 = 卒業 化 (無業率) 1 か と言 5 子 定者 口 わ 復 は、 す れ (以 下 る 一 る 若 お 方で、 年 お 「学校卒業見 無業 む ね 上 者 1 异 \mathcal{O} わ 傾 数 ゆ 込者」 るフ 向 £ に 高 あ 水 IJ という。 る。 準 で タ 推 移 と 言 7 わ \mathcal{O} お 就 れ り、 職 る 環 不 境 安 二] 定 は 1 就 1 労 \mathcal{O} わ

業した者 \mathcal{O} 超える水 ることが 者が 大学 その や卒業後に 準 \mathcal{O} 困 後、 進学率 難 に な あ 状 1 る。 は、 わ 況 非 ゆる非 その一方で、 引き続 な 正 つ 規 雇 正 規雇 き上 用となる者 1 昇傾 用となる割 各学校段階 向 も一定数存在しており、 に あ り、 合が での 中 平 高 < 途 成二十 退学者 なるととも __ 年 が 以 相 に、 継 当 降 続的 程. は 就 度 お なキ 職 \mathcal{O} お 先 頻 む ヤ が ね 度で発生 リア形 決まら 五. 十パ 成 な Ļ] 実 () セ 現 ま ン を図 ま れ 1 卒 を

以下、 これ 5 \mathcal{O} 青 少 年 \mathcal{O} 職 業 生 活 \mathcal{O} 動 向 に ついて、 より | 具体: 的 なデ ĺ タ に基づき概 観 する。

لح

7

る。

青少. 年 . 等 0) 現 状

 $\left(\begin{array}{c} \\ \end{array} \right)$ 若年 · 労 働 力 人 П 0) 動 向

年) る。 \mathcal{O} 二十六年 1 ように、 少子 労働 社 の六十一 会 高 で千七 参 齢 中長 経 加 化 ・ 六パ 済 が が 期的 現 進 シ 百三十二万人、 状 展 ス テ \mathcal{O} に] する中で、 社会 ム ままである等 セントとなる千 維 持 の支え手であ のため 総労働 十 五 歳 0) \mathcal{O} 青 . 匹 仮 力 から三十四 少年一人当たり る若年労働 定 人 百六十二万人まで П \mathcal{O} 下で、 に 占 歳 8 平 まで 力 る 割 人 成 0 の若年 匹 П 合 負 担 0 減少することが 十二年には、 は二十六・三パ 減 労働 少 は ます は 避 力 ます大きなものとなる見 け 人 6 ピ П 見込ま 1 れ は 減 ず、このことに セ ク 時 少 ン れて 1 が (昭 とな 続 き、 *(*) 和 兀 0 て 平 伴 成

$(\underline{})$ 青 少年をめぐる 雇 用 情 勢

込

4

で

あ

体 兀 歳 セ の完全失業率は三 青 少 ま いでは 1 年 と 前 の完全失 六 年比〇 ・ 三 パ 業] 率 七ポ セン 六 パ は、 平成二十 イント トと前 セ ントと前年 年比 低下と改善したものの、 年 〇・六ポ をピ 比 \bigcirc 1 ク イント、二十五 に低低 匹 ポ イン 下 傾 他の年 } 向 低下し、 に 歳から三十 あ る。 齢層に比べてな 若年 平成二十六 匹 層 |歳ま ₹ + 年に お で 五 高 歳 は 水準 匹 お か ら二十 け 六 パ る全 に あ

る。

業者 セ 高 ま . の た、 ントと二十三年ぶ 等学校ともに学校卒業 就職 学校卒業見 (内定) 率は大学で九十六 込者 りの 0 見込者 就職 水準となって 状況に っ の 求 つい 人倍 七パー 1 空や就 ても、 る。 セントと七 職 リー (内定) 7 ンシ 年ぶり、 率が 彐 ツ 上昇 ク 後 高等学校では九十八・ į \mathcal{O} 悪 化 平成二十 カ 5 口 ·七年三月卒 復 八 大学

学校卒業者で四十・ 7 方、 お り、 学校等を卒 平 成 三 十 · 業 . 匹 つパ 年三 後] セント、 就職 月卒業者につ L て三年 大学卒業者で三十二・三パ () 以 内 7 12 は 離 中 職 ·学校卒業者 す る者 0 割] で六 合 セント は 依然, + 五 となっ ・ 三 パ とし 7 てい 高] セ 1 水 ン 1 準 で 推 高 移

 (\equiv) 売 業 就業: 青 及 少 構造 年 び 0) 小 就 0 売 業状 変化及び就業 業 が 況に + 八 つ 三パ V 形態 て、 1 産業 セ の多様化、 ン 別 1 と最 0 就 業 自立に困難を抱える青少年の も多 者 数 く 0 次 構 成 1 割 で 1合を見 製造 業 ると、 が + 六 増大 平成二十 兀 パ 六 セ 年 ン

労

働

市

場

に

お

け

る

需

要が

高

ま

0

てい

る

医

療

及び

福

祉

が

十三

兀

パ

セ

ン

1

と続

く。

同

じく

職

/

近

年

で

は

卸

者が○・ く 别 業従事者が \mathcal{O} 次 就業者数 7 兀 で ポ + 事 五 \mathcal{O} 務 イント低下 · 二 パ 従事者 構 成 割 が ーセントと続き、 合を見ると、 し、 十八・二パ サー ・ビス ーセ 専 職業従事者が○ 菛 平成二十四年と比較すると、 ント、 的 技 販売 術 的 従事 職 業 四 ポ 者 従 が 事 十六 者 イント上昇 が ・ 二 パ + 凣 専 消的 して 1 兀 セ パ 1 ン] ١<u>,</u> る。 技 セ 術 ン } サ 的 と最 職 業 ピ も多 従 ス 職

場に と中 であ 校 7 ス 希望する職 卒業 ** \ 7 る。 方、 お るのに対 小 (見込: 企 け チ <u>二</u> 十 業 る需要との これ 0) 者等 要因 \mathcal{O} 種 求 を職 九歳 Ļ 内 人倍率に大 0 法 以下 容 サ 業 第十一 間にミスマ 0 別 つとし 仕事 \mathcal{O} ピ に ス 見 有 条に ると、 きな差が て、 効求 がない」と回答する青少 0 職業は二・一 仕事 規定する学校卒業見 ッチが生じていることが分か 人 倍 事 存在、 \mathcal{O} 務 率 内 的 は、 して 職 容 に 業 九倍となってお 平成二十六年度で *(*) 対 は る。 す \bigcirc · 三 五 る 乍 込者等 選 好 \mathcal{O} 割 倍 \mathcal{O} り、 をい 強さが 合が る。 は、 運 う。 青 搬 仕 事 全職 少 あ 他 年 清 以 る \mathcal{O} 下 と考えら 年 に \mathcal{O} 業 掃 . 就 齢 希 同 等 計 r. 層 け 望する で \mathcal{O} な に比べ 職 れ () 業 理由 で 職 る。 が は て高く、 業 \bigcirc また、 と労 として 倍 大 五. と 働 企 な 八 学 業 ? 市 倍 0

決まら 几 できず、 万八千人、 学校卒業見 な キ 1 ま 大卒で ま リア 込者の 卒 業 形 就職 約六万 成 L た者 に 状 課 八千人 も含 題を抱える 況に改善が見られる一方で、 \Diamond (平成二十六年三月卒業 卒 · 業 青 後 少 年 に \mathcal{O} 進 学 存 在 Ł が 就 見ら 職 学校等から職業生活 ŧ 者) れ L な る。 存在するとともに、 1 学校 就職 等 を 希望 \mathcal{O} 卒 -業者 への円滑な移 0 は 0 最 ŧ 初 高 就 卒 に 職 行 就 で 先 約 が が

年 5 月 た 齢 非 か 仕 .. ら 正 事 に 比 規 平 (在 べて ·成二十| 雇 学中 用で働 高くな 兀 0) 年 () ア ている青少年 九 ル ってい 月まで) バ イトを除く。 る。 となってい の割合は、二十二・六パー が . 非 正 る。 さらに、 規 雇 用 で あ 非 る者 正 ・セン 規 雇 \mathcal{O} 用労働 割 1 合 (平成二十六年)と、 は 約 者 のうち、 匹 割 平 . 成 不 本意 + 九 他 なが \mathcal{O}

とか \mathcal{O} 下、 非 ら、 正 規 1 就業 わ 雇 ゆ 用 年 労働 る フ 数を重ね 者 ル タ 0 給 1 て ム 与 も増 で労 は、 働 加することなく固定化していることがう ほ する者) ぼ 全ての \mathcal{O} 世代で 給 与 `正規 を 下 口 雇 り、 用 労 働 年 者 齢 に (期 ょ る 間 かが 変 \mathcal{O} 化 定 え 8 が る。 ほ \mathcal{O} とん な 1 ど 労 な 働 契 約

年 タ] 以 フ リー 降 期 間 は ター 百 が 長 八 くな 数は、 十万人前 る 平成十一 ほ 後で ど、 推移 正 五年の二百十七万人をピークに五 規 雇 てお 用 ^ , り、 0 移行 平成二十六年 が 難 L Š なる傾 は 百 七十 向 年連続で減 が 九万人となってい 見 5 れ 少した後、 る。 平成二十一 る。 フリ

を下回って五 ま た、] 十六万人とな 1 数 は 平 成 ったが、い 十四四 年 以 **降** まだに多い 六 十万 人台 で推 状況となってい 移 Ļ 平成 る。 + 六 年 に は 初 め て六十万人

7 正 大学等で約 お 規 高 り、 雇 等学校・大学等の中途退学者については、 用 安定的な仕事に就くことが困難な状 \mathcal{O} 比 八 万人 率 が 著 平 L く低 成二十四年 約六割 度) とな 平 成 り、 い況が <u>一</u>十 高等学校で約五万三千人 中 見られる。 匝 · 途 退学後 年) が T に 就 ル バ 職 1 L 1 た者 · 又 は の就 (平成二十六年度)、 パ 業状] 1 \mathcal{O} 況 . を 見 形 態 で

の影響が懸念され ないことによ こ の ような状況 り、 の下で、 将来を担う人的資本 キャリア形成 · の 質 の初期段階に の低下や、 労働· お いて基本的 力人 П が 減 な職業 少 す る中で 能 力の修 \mathcal{O} 得が 社会経 なされ 済へ

四 働くことに関する青少年の意識

仕 楽] 八ポイント増となっている。 と比べて増加 か セントと、平成七年と同水準となる一方で、「社会のために役に立ちたい」とする者が十三パ に がえる。 事と生活 しさ、 セントと、 青少年にとっ によれ やり ば、 \mathcal{O} 平成七 バ が してお 「楽し て ラン ١ ر 等 0 り、 働 年から七ポイント増となっており、 **\ ス 0 に 精 く目 生活をしたい」とする者が三十七パ 仕事と生活の調和 神 0 **,** , 的 的 また、 ては な豊か を見 ると、 さを重視する傾 両 「経済的に豊かな生活を送りたい」とする者が二十七パー 立 「新入社 (ワー を志 向 員 ク・ライフ・バランス) する者 向 『働くことの . が 見 経済的 が 5] セン 約 れ 八 る。 意 割と大多数を占 物質的な豊かさだけでなく、 トと最 また、 識 調 も多く、 を重視する傾 同 査 ľ 調 (平成二十七 平成七. め、 査 に 平 ょ . 成 向 れ 年 七年 がう ば か 年

提 また、 正 示 社員」 てもら では六十七・〇パ 能 うの 力 開 では 発基・ 本 なく自 調 査 ーセント、 分で考えていきた 平 成二十六年度) 「正社員以外」 いとする青 に ょ でも五十五・二パ れば、 少年 職業生活設計 (二十歳か ーセントに達する。 ら二十 に 関 九 して、 歳 まで)は 会 社

満 動 な 0 方で、 であ B 7 たし さら 兀 パ 職 に、] る 場 及 及 環 セ 自 職 び び 境 ン 業 初 人 トで 己啓 8) 生 賃 間 て 活 仕 金 発 勤 あ を 事 \mathcal{O} 関 る 務 継 内 条 係 を 容 件 \mathcal{O} 続 が L た会社 に が が ょ 行 す 大きな る 対 ょ < 0 た < な Ļ た青 め、 な カン \mathcal{O} 要因 主 少 か 0 正 乍 たし な 職 0 とな たし 離 社 業 $\frac{1}{1}$ کے 員 職 に って لح 以 関 理 \mathcal{O} .歳 外 す \mathcal{O} 理 由 る能 7 理 は、 か 由 では ら二十 十 ることがう 由 \mathcal{O} 力 \mathcal{O} 口 「 労 十八 を自 答 口 働 答 九 が 時 が 多 歳 発 \langle か 多 的 間 ま 九 で が < パ に える。 な 次 休] 開 日 セ は、 発 0 1 7 で、 ン Ļ お 休 トにとどま 方で、 り、 暇 正 向 上 社 仕 \mathcal{O} 条 員 さ 労 事 せ 働 件 が 「会社 る 0 で 条 自 が 7 た 件 ょ 分 は < に 兀 に 1 8 な 将 合 る。 \mathcal{O} \mathcal{O} 十 六 カン 来 活 不 わ

第二 青 少 年 に 0 1 7 適 職 \mathcal{O} 選 択 を 可 能 とす Ź 環 境 \mathcal{O} 整 備 並 び に 職 業 能 力 \mathcal{O} 開 発 及 び 向 上 等 に 関 す Ź

施策の基本となるべき事項

性

が

な

\ | |

کے

0)

理

由

 \mathcal{O}

口

答

も多

1

一 青少年雇用対策の方向性

雇 若 用 年 \mathcal{O} 中 期 は で 経 験 生 を 涯 積 に み わ な た るキ が 5 職 ヤ 業能 リア 力 形 を 成 向 0) 上さ ス ター せ てい 1 とし くことが て重 要 な時 必 要 で 期 あ で る。 あ り、 青 少 年 が 安 定 た

代 成 を \mathcal{O} L 担 カン 初 <u>う</u> 期 L 青 な \mathcal{O} 段 少 年 が 階 5 \mathcal{O} で 第 丰 0 ヤ ま IJ に づ ア き、 あ 形 る 成 基 と に 本 お 大 的 Ŋ きな な 学 職 課 業 校 題 等 能 が か 力 見 5 \mathcal{O} 5 職 修 れ 得 業 る。 生 に 活 木 難 ^ \mathcal{O} を 抱 円 え 滑 る青 な 移 行 少 年 が で が きず、 存 在 す る 丰 など、 ヤ リア 次 形

適 チング 性 青 等を 少 年 向 理 は 上 等 解 心 身 L とも \mathcal{O} た た 上 め で に 成 適 \mathcal{O} 積 職 長 極 選 過 的 程 択 な支援が を行うことに に あ り、 求 \Diamond 般 5 的 0 れ に 7 る。 7 人 \$ 生 経 験 他 B \mathcal{O} 職 年 業 齢 層 経 に 験 比 が 少 ベ て な 未 V) ر ح 熟 な か 面 ら、 が あ 自 ŋ 5 \mathcal{O} 7

基 必 12 行うとと 0 要 \mathcal{O} な 盤 離 具 ま な情 体 意 が た、 とな 職 的 り す 欲 報を取り が 学 ŧ に を る ることな 職 校等 は、 失 に、 な < 業 て 捨選 学 能 就 な \mathcal{O} 中 校等 = り、 < 力を培うことが 職 択 途 活 退 して判断することに 最 カン 1 適 動 学 لح 段 5 切 初 B 呼 な 階 職 \mathcal{O} 就 就 業 ば 職 に 職 生 職 場 れ お る 支 先 できるよう支援 活 1 で 援 状 が 集 7 へ の 決 態 が 中 は 、まら 受 に 移 的
it
課 行 陥 に 7 な 題 る 5 職 を円滑に ツ が チ 業 と れ 1 ず ま 見られることから、 を行う。 1 経 ン 3ま学: グ に 0 験 するため た 不 を \mathcal{O} ·校等、 課 安 積 向 定 その 題 上 ん を を卒業し で、 等 な 際、 に在 踏 就 を ま 業 そ 义 青少 学段 え、 り、 を繰 \mathcal{O} 情 たことに 後 個 報 年 学 階 り \mathcal{O} 返 が 丰 校 カン 面 人 で す、 多 卒 5 \mathcal{O} t 事 ょ 0) 種 IJ 業 職 支援 り、 ア 情 多 業 あ 見 様 形 意 込 る に 学校等 に 者 配 な 成 識 1 留 情 等 慮 は \mathcal{O} \mathcal{O} 意 形 L 報 た が する。 لح た 就 成 カン 8 早 支 を 5 職 \mathcal{O} \mathcal{O} 期

関 \mathcal{O} 関 青 係 係 少 行 乍 者 政 機 雇 が 連 関 用 携 対 策 職 協 業 0 推 力 紹 Ļ 進に当たっ 介 事 社 業 会全 者、 7 体 募 は、 で取 集 情 組 事 報 業 を 提 進 供 主、 事 \Diamond 業 学校等、 て 者 1 < と 職 **,** \ 業 地 う 方 訓 公共 観 練 点 機 団体、 が 関 不 可 地 欠で 労 働 域 \mathcal{O} あ 青 行 政 少 年 機 支 関 援 Þ そ 機 関 \mathcal{O} 他

以

下、

施

策

分野ごとに、

重点的

に

取

り

組

む

事

項

を掲

げることとする。

援

を

行

7

○ 在学段階からの職業意識等の醸成

され 成に 在学 向 る 段階 重 け、 要 勤労 は な 時 社会 観 期 で 職業 あ 職業 る。 観 など 生 活 0) 0) 職 移行の前段階である、 業 意識とい 0 た将 来 \mathcal{O} 進 職業生涯にお 路 決 定 就職 ける初期キャリア に 向 け た 基 盤 が (T) 形 形 成

若者の を踏り るととも \mathcal{O} 向 実 上 文部 平 ま 施 \mathcal{O} 発達 科学 0 成二十三年一 促 え た に、 進 . 等 幼児 め 行 の段階やその発達課題 大学 を 0 政 体 担 期 に \mathcal{O} 制 設 う お 教育 厚 整 置 月中央教育審議会答申) 1 基 生 ても、 備 が 準 労 か 求め 等が 働 ら高等教育 省 「今後 5 改 等 れることとなった。 正 の達成と深くか \mathcal{O} さ 関 の学校に れ 係 に至る 府 全て 省 に 間 ま お で体 \mathcal{O} ょ け で るキ か り、 大学等に 0 系的 わ 連 携 りながら段階を追って発達していくこと ャリア教育 「キ に 社会的 協力を図ること」 進めること」 ヤリア 教育 職業教 職 は 業 約 職 育 自 丰 立 等 ヤ \mathcal{O} 業 IJ 在 に \mathcal{O} 能 関 方 ア り 方 が す 針 力 Ś に が 子ども \mathcal{O} 指 示 開 0 7 され 発 쑄 7

中、 となど、 するた ま 社会に た、 めの 学 学校等の 校 対策とし 出 等 7 カ か 卒業者 5 5 っても、 顕 社 在 会 \mathcal{O} 化 早 職業 する 在学段階 期 離 これ 生 職 活 ф — カン 5 \sim ら次 \mathcal{O} \mathcal{O} 間 定数の青 移 0 行 題 1 に が か 必ず 対 す ら③まで等 少年がフリー る L 事 ŧ 後 円 滑 的 () () な に 体 対 行 ター、 .系的 応 わ に れ なキ とど = て] 1 ヤ ま \vdash な リア 等にな 5 V ず、 状 形成支援 況 ふって が 未 然 見 *(*) に 5 るこ 0 防 れ 充 る 止

実が求められる。

1 キ ヤ IJ Ź 教 育 \mathcal{O} 推 進 を 通じ た職 業 意 識 \mathcal{O} 形 成支援

理 解 青 少 が 年 前 が 提 適 となることから、 職 選 択 を行うた 在学段 \Diamond に は 階 自 カン 5 5 職 \mathcal{O} 適 業 意 性 \$ 識 興 0) 味 形 成 関心 支援を行うことが 職業との 関 重 わ 要 り等に で あ . 対 する

学 校 等 に お け る キ ヤ リア 教 育 \mathcal{O} 推 進 に . 当 た り、 公 共 職 業 安定 所 は 職 場 体 験 1 ン タ

自 シ 己 ツ プ 理 解 0 受 B 仕 入 企 事 業 理 解 \mathcal{O} を 開 深 拓 8) る 地 授 域 父業や \mathcal{O} 様 ガ Þ 1 な ダン 産 業 ス で \mathcal{O} 働 実 1 施 7 1 青少 る社 年 会 が 人を 希 望 講 す 師 る とし 地 域 た 職 0) 職 業 業 講 情 話 報 及

び

雇用情報の提供等、積極的な協力に努める。

あり、

そ

0

趣

旨

に

沿

0

た

適

正

な形

で実施

され

るよう、

事

業

主

等

0

周

知

徹

底

を

义

0

て

1

な お 職 場 体 験 イン タ ン シ ップ は、 キ ヤ IJ Ź 教 育 の 一 環 たとし て行 わ れ ることが 基 本で

キ Y IJ T 教 育 \mathcal{O} 推 進 に . 当 た 0 7 は 学 生 が イン タ] ン シ ツ プ、 丰 ヤ IJ ア 教 育 等 \mathcal{O} 状 況

こと 自 5 が \mathcal{O} 求 目 8 標等を記 5 れて 7 入するキャリア・プランニングの る。 このため、 関係 各 府省と連 携 ツ] L て、 ルとしてジ 在学段階か 彐 ブ 5 ジ 力 彐 ブ F を 力 活] 用 する ド が

活 用 され る Ĭ う、 利 用 \mathcal{O} 促 進 周 知 を 义 0 て 1 く。

意識 t を持てるよう学校等と公共 \mathcal{O} づ < り 分野 を は ľ \Diamond とす 職業 る幅 能 広 力 1 開 職 発 業 施 に 設 0 \mathcal{O} 1 連 7 理 携 に 解 よ を り、 深 め、 学 生 就 職 生徒等 前 段 階 に で 対 適 す 切 る な Ł 職 \mathcal{O} 業

づくり体 験 B 技 能 講 習 1会等 0) 実 施 を 進 \Diamond る。

学 生 保 護 生徒 者 に 自 対 身 L 7 \mathcal{O} 主体 ₽, 的 保 な職 護 者 業 が 意 時 識 代 に \mathcal{O} 確 合 <u>\frac{1}{2}</u> 0 に た 職 0 業観 () て を持 理 解 ち、 協 力 学校等に してもらうことが おけ るキ ヤ ·望ま リア 教育や れ る。

2 関 係 者 0 連 携に よるキ ヤ リア 教育 推 進 0) 基 盤 整 備

初 等 基 中 等 盤 教 育 及 び 高 等 地 教 域 育 地 \mathcal{O} 各 学 方 公 共 校 等 寸 体 に ょ る 使 主 体 体、 的 な 取 企 業 組 が ょ 働 り 効 行 果 政 的 12 係 推 進 機 さ れ 連 る よう 携

労

団

労

等

関

関

 \mathcal{O}

協 力が 不可 欠であ る。

そ

 \mathcal{O}

とし

て、

各

 \mathcal{O}

で す 供、 、ある。 Ś そ キ 0 キ 際、 t ヤ IJ IJ ア T 職 形 業 コ ン 成 適 性 に サ 資 や興味 ル タン す Ź 資 にこ 1 等 関する各種検 源 B \mathcal{O} · 手 専 法 門 人 材 人 材等 査 \mathcal{O} 活 \mathcal{O} を広 活用、 用 ジ < 提 詳細 日 供 ブ な職 L 力 場情 活 用 K 報や地は \mathcal{O} \mathcal{O} 普 促 進 及 を図 等、 域 \mathcal{O} 企 労 ること 業情 働 行 ŧ 報 政 0) 重 \mathcal{O} 要 提 有

3 労 働 法 制 に 関 ける知 識 等 \mathcal{O} 周 知 啓 発

徒 解 に を 青 対 深 少 年 8 7 るこ \mathcal{O} 労 就 と 働 職 法 が 活 制 重 動 要 時 12 関 B で 就 す あ り、 る 職 知 後 識 都道 \mathcal{O} 等 1 ラブ 府 \mathcal{O} 周 県 ル 知 労 を 働 0) 防 义 局 等 ることが 止 と学 のた め 校 に 求 等 は、 لح \Diamond 5 \mathcal{O} 労 れ 連 働 る。 携 法 協 制 に 力 に 関 ょ す る り 知 学 識 生 等 \mathcal{O} 生 理

こ の ため、 法に お 1 て、 学 生 生徒 に 対 す る労働 に 関 す る法 令に 関 す る 知 識 \mathcal{O} 付 与 に 0 1

労 対 て 規 働 L 7 定 法 さ は、 制 れ に 職 関 たことも 場 す 体 る 験 基 踏 礎 • 1 まえ、 的 ン な 知 タ 識 玉 ンシ をま は、 لح ツ 都 め プ 道 0 た 府 実 冊 県 施 労 子 働 \mathcal{O} \mathcal{O} 前 提 局 後 供 及 や学 等 び 公 を 生 積 共 • 極 職 生 的 業 安 徒 に \mathcal{O} 行 定 進 うととも 所 路 に 決定 ょ る に、 0) 講 際 師 学 な \mathcal{O} 校 派 等に 遣 適

に 適 さら 切 に、 12 対 処 都 で 道 きるよ 府 県 労 う、 働 局 都 道 労 府 働 県 基 労 準 働 監 督 局 等 署 に 及 設 び 置 公 さ 共 れ 職 業 て 安 1 定 る 総 所 合 は 労 労 働 働 相 談 12 関 コ す る ナ 1 ラブ 等 \mathcal{O} 相 ル

 $(\underline{})$ 7 ツ チ ン グ \mathcal{O} 向 上 等 による学校卒業見込者等の 職業生 活 ^ (T) 円 滑 な 移 行、 適 職 \mathcal{O} 選 択 及 び 職

場定着のための支援

談

窓

 \Box

を

周

知

す

る。

切

な

機

会を

捉

え

た

労働

法

制

に

関

す

る

知

識

等

 \mathcal{O}

付

与

に

係

る

取

組

 \mathcal{O}

周

知

を

図

る。

等 ると考えら \mathcal{O} 我 定 卒 が 0 業 玉 合理 前 \mathcal{O} れ 若 12 性 る。 就 年 を 職 失 持 この 業 先 率 0 が 雇 仕 決 は、 用 組 定 慣 み し、 玉 は、 行とし 際 企 的 業 事 に 7 業 見 で 我 主 継 て が にとっ 相 続 玉 当 的 で広く定着してきたところである。 低 に ても学校卒業見込者にとって 人 1 材 水 準 育 成 に を 留 行 ま う学 0 て 校卒 1 る 業 が 見 込 そ ŧ 者 \mathcal{O} メ 背 \mathcal{O} IJ 景 括 に ツ は 1 採 が 用 学 あ が 校 n あ

が 重 L た で が あ 0 り、 て、 次 青 \mathcal{O} 少 年 と お \mathcal{O} 円 り 適 滑 職 な \mathcal{O} キ 選 ヤ 択 IJ を ア 行うことが 形 成 0) た め できる に は、 環 特 境 に学 \mathcal{O} 整 校 等 備 が \mathcal{O} 必 新 要 規 で 卒業 あ 時 \mathcal{O} 職 業 択

1 学 校 等 か 5 職業 生活 \mathcal{O} 円 滑 な移 行 \mathcal{O} た 85 0) 支援

学校 等 か ら職 業 生 活 \sim 0 円 滑 な 橋 渡 L 0) た め、 公共 職 業 安定 所 が学 校等と連 携 協 力

ジ 彐 ブ サ ポ タ 1 に よ る大学 等 \mathcal{O} 出 張 相 談 就 職 支援 セミナー 等、 地 域 \mathcal{O} 学 校 等や · 学 生

生徒等のニーズに応じた支援を行う。

促す。 応 業 \mathcal{O} 意 見込 援 特 に、 識 宣 者 そ 言 ^ 0) 0) 事 等 採 働き 業 際、 と 用 意欲 に \mathcal{O} 大企業 か ょ 間 け が り、 に も求 · 高く、 ? B 中 ス め 知 7 小 5 青少 名 企 ツ れ チ 度 業 る。 乍 が \mathcal{O} \mathcal{O} 高 情 存 \mathcal{O} 報 在 雇 1 企業 用 管 発 L 信 て を支援 1理が優 を子どもに 1 る 状 況等 良な中小企業と、 Ļ 推 を 企 業規 踏 奨す まえ、 模等に Ź 傾 法 向 大企業: が とら に 基 あ わ づ ると言わ < 志 れ 向 認 な 定 0) 1 れ 強 職 制 業 る 1 度 保 学 選 B ·校 卒 護 択 若 者 を

ŧ, で れ \mathcal{O} るよ 卒業 新 期 卒応 う、 間 間 近 に に 集 関 援 な 中 係 ハ 0 的 省 口 庁 て 1 に Ł ワ 就 لح] 職 \mathcal{O} 内定を得られ 支援、 連 ク等にお 携 を行うとともに、 \mathcal{O} 下 ζ, で、 て継続 て 新 1 卒 ない して 応 学 援 就 生 就 ノヽ 職 職 口 支援を行う。 先] 生 一徒 が ワ に 対 決 ま ク 5 等 L な に て は、 1 お ま 1 ま卒 卒業 て 毎 /まで 業 年 L に た 月 者 . 内 カ 定 ら三 に を 対 得 月 5 7 ま

周 れ 知 た 公 啓 際 共 職業安定 発 \mathcal{O} を 相 义 談 る。 窓 所 П は、 都 学校卒業見込者等に 道 府 県 労 働 局 等に · 設 以置され 対 して てい 就職支援を行う際に、 る総合労働 相 談 コ] } ナー ラブル 等) に につい 巻き込 ま 7

② 既卒者の応募機会の拡大に向けた取組の促進

技 務 ることなく 雇 能 学 校 用 を習得させてい 遂 見込者 慣行 卒業 行 · 円 滑 見込 とし 過 を 程 集 者 て広 に 内 寸 社 に の 一 的 お くこと等が効率 く定着 会 か 括採 • 1 0 職業 集中 て行う してきたところであ 用 生 的 \mathcal{O} 職業 活 仕 に 組 に 正 · 移 行 的であること、 訓 規 み É 練) 雇 用 つ できること等 等の *(*) 労働者とし て 企業内 は、 学校卒業見 事 で 7 業 \mathcal{O} 採 0) メ 主 用 IJ 訓 にとっ 練 Ļ ツ 込者 1 を実施 て が 長 あ にとっても 期 は り、 L 雇 な 職 用 が 業 \mathcal{O} 定 5 下 経 必 0) 失業状 験 で 合 要な \mathcal{O} O 理 な J 熊 性 知 V Т 学校 を持 識 を (業 経

等 者、 に 行することが が より、 方で、 存 不本意 在 就 Ļ な 職 社 が 先 さら 会 ょ り 5 が に 非 · 決 ま 経 困 難 正 済 とな 5 環 規 フ な 境 IJ 雇 る 及 用 *(*) 状 び に ま タ · 就 い 労働 況 1 ま卒業した者、 が 等 た 者、 生 0 市 じ 不 場 て 安定 0 ミス 構 1 る。 な就 造 の変化 次 マ 年 業 ツ チ 度 形 (Z の 下、 態 0 就 に ょ . 就 り 職 早 活 くことで、 急激な 期 動 0 \mathcal{O} 離 た 雇 用情) } 職 そ を に 余儀 :|勢の 学校等を留 \mathcal{O} 後 な 悪化 正 ぐくさ 規 等 雇 年 れ 用 \mathcal{O} た者 した 影 に 移

に け が なく人物本位による正 学校 . 関 な こうしたことか L 等 て事 ように 卒 業主、 業 す 後少 ること等に 職業 ら、 なくとも三 当な 紹 青 介事 少 評 つ 年 年 価 業者等その V \mathcal{O} 募集 て、 間 が 行 は 法 及 応 わ び 募できるように れるよう、 に 採用 他 基 づ \mathcal{O} < 関 に当たり、 係 青 者 学校卒業見込者の採 が 少 い努め 年 適 切 \mathcal{O} 卒業後の経過期間 に ること、 雇 対 用 処する 機 会 で \mathcal{O} ため きる 州枠 確 保 に にとらわ \mathcal{O} 限 及 つい 指 び り 上 職 針 て、 限 場 れ 年 平 既卒者 \mathcal{O} 齢 成二 定 を 設 着

る。 る、 + 周 Ė 知 年 啓 通 年採 厚生 発、 指導 労 用を拡 働 を着 省告 大大す 実 示 る等の に 第 兀 実施することによ 百六号) 既卒者が に . 定 正規雇用に応募する機会を広 \Diamond り、 たところで 学校等卒業後 あ る。 こ の \mathcal{O} 定 指 げ 期 針 る取 を活 間 は 組を促す 用 新 し、 卒 事 必 扱 業 要 主 1 が とす 0 あ

3 等 、 律第百 で あ 事 7 るが、 業 ツ 労働条件等をめぐるトラブ チン 四十一 主 カ 募集 グ 5 号) 示 \mathcal{O} 詩 さ 向 上に資するため れ に示された労働条件等と労働 労働 る 労 基準 働 条 法 件 等 ル (昭 0 が は 労働 和二十二年 発生し 学 条件 校卒業 てい 等 法律 契 見 る現状に \mathcal{O} 約 明 込 : 第 四· 者等 締 示 結 0 鑑 徹 十九号) 時 が に 底及 み、 就 明示され 職 び 職業安定法 先 積 等 を 極 0 決 労働 的 た労働条 定 な情 す る際 条 (昭 報 件 件 提 等 和二十二 \mathcal{O} -等 が 供 重 \mathcal{O} 明 要 \mathcal{O} 異 促 示 な なる に 年 情 進 関 法 報

紛 争解 個 ま 適 た、 Þ 決制 切 0 に 事 労 働 度等が 対 業主と労働 応す 条 件 る。 利 等 を 用 8) 者 できることを周 ぐるトラブル \mathcal{O} 間 \mathcal{O} 紛争 が 知するとともに、 解 等に対 決 しな Ļ 場 法令等に基づく行 合に 公共 は 職 都 業安 道 府 定 県労働 政指導を実 所は 必要に応じ 局 に 施 ょ る L 7 個 7 Ł 別 な 労働 相 談 お

す

Ź

規

定

等

0

周

知

徹

底

を

図

る

が 提 さら 供 いされ る環境 7 ツ チ ング \mathcal{O} 整 0) 備 向 が 重 上 要であ \mathcal{O} ため る。 に は、 こ の 労 ため、 働 条 件 法第· 等 に 加 十三条及び え て、 職 第十四 場 \mathcal{O} 就 条 労 実 に 態 規 定 に す 係 る青 る 情 办 報

に当たって 年 人 雇 **(**法 用 第十 情 報 は \mathcal{O} 条 提 求 に 供 に 人者に 規定する学校卒業 0 V) て 履 対して、 行 確 全て 保 を図 見込者等求 'の青少! るとともに、 年 · 雇 人 をい 用 情 う。 報 公共 0) 提 職 以 業 下 供を求めてい 安定 同 ľ, 所 が . 学 \mathcal{O} 校 申 卒 込 4 業 を受理 見込 者 等求 する

機 主 益 能 ま 取 扱 た、 \mathcal{O} 対 1 公共 応 に 等そ 8 係 ĺŹ 職 る 業 必 \mathcal{O} 相 要な 安定 他 談 青 取 所 小 \mathcal{O} に 組 年 対 お 雇 応、 進 用 7 学校 ては、 情 報 卒 \mathcal{O} 青 少 · 提 見 供 年 込 \mathcal{O} 者 雇 仕 等 用 組 情 が 4 が 具 報 学 体 0 校卒業 求 的 め な を 項 見込 目 行ったことを理 \mathcal{O} 者 求 等 8 を \mathcal{O} 適 行 職 0 由 た 選 とし 場 択 合 12 た不 有 \mathcal{O} 効 事

利

業

に

す

るた

を

 \emptyset

る。

主 及び な お 学校卒業 青 少年 見 雇 込者 用 情 等 報 \mathcal{O} \mathcal{O} 双方 提 供 は、 に 適 学校卒業見込者等 正 な 対 応 が 求 めら 0 れ 適 ることについ 職選 択 のた んめの て 周 措置 知 を図 で 、あり、 0 て 1 事 業

4 労 働 関 係 法 令 違 反 が 疑 わ れ る 企 業 \mathcal{O} 対 応

を指 労 を行 導 働 基 した段階で企業名を公表するなど、 準 て 法 7 等 < 0 法 ほ か、 令 違 社 反 会 が 的 疑 わ に影響力 れ る 企 0) 業 大きい 実効 に 0 性 () 企業に \mathcal{O} て あ は、 る 労 働 取 つ 組 V を て 基 行 は、 準 0 監 て 労働 督 () 機 < 関 基 等 準 監 に お 督 機 7 関 7 監 が 是正 督 指

る求 ま た、 人 不 - 受理 公 共 職 \mathcal{O} 措 業 安定 置 を 着 所 実 に 12 お 実 1 て、 施 L 労働 7 基 準 監 督 機 関 等との 連 携 の 下、 法第· + 条 に 規 定 す

(5) 就 職 後 0) 職 場 適 応 職 場 定 着 0 た 8 0 支援

状 場 況 適 公 共 に 応 応じ 職 \mathcal{O} 業 た 7 安 8 定 助 \mathcal{O} 言 所 相 談 は 指 対 学校 導等に 応 等、 卒 ょ 業 職 り 場 見 雇 定 込 者 用 着 管 等 に 理 に 向 け \mathcal{O} 0 改善を た支援を行うととも 1 て 就 促 職 してい 後 に お く。 1 て ŧ に、 そ 事 \mathcal{O} 業 状 主 況 把 に 握 対 し、 に 努 個 \Diamond Þ 職 \mathcal{O}

を \mathcal{O} 义 防 青 り、 少 止 年 青 0 不 早 調 少 年 者 期 離 が \mathcal{O} 心 職 身 適 \mathcal{O} と 切 防 Ł 止 な に 対 • 充 応 職 場 実 定 L 職 た 場 着 状 復 \mathcal{O} 態 帰 促 支 進 で 意 援 を 欲 図 等 と能 る 職 観 点 力 場 を か に らも、 $\overline{+}$ お 分 け に る 発 メン メ 揮 タ で タ き ル ル る ^ 職 ル ル 場 ス ス 環 不 対 境 策 調 を \mathcal{O} \mathcal{O} 整 充 発 生 備 実

三 中 -途退学 者 就 職 先が 決まらない まま卒業した者に対する支援

7

社 会 学 校等 職 を中 業 生 活 途退 学 \mathcal{O} 円 L 滑 又は な 移 行 就 職 が で 先 き が な 決 ま カ 5 0 な た 者 1 る。 まま 等 に 卒業 0 1 て L は たこと等を 個 Þ \mathcal{O} 理 事 情 由 کے に L 配 て、 慮 L 学 0 つ、 校 等 希 か 望 ら

に応

Ü

た

就

職

支

援

等

を

行

0

て

1

くことが

必

要

で

あ

学者 て、 訓 中 i に対 学校 練 途 機 退 等、 学 L て 者 等 に 公共 は \mathcal{O} 中 関 職 中 に 業 途 は 安定 安 情 退学後 定 報 的 を 所 提 な に 就 供 地 各支援 労 Ļ 域 に 若 機 者 困 サ 関 難 ポ を 的 \mathcal{O} 支援 抱] 支 える者 1 援 ス \mathcal{O} 谷 テ 行 が 間 シ 多 0 に 7 陥 7 彐 状 1 ン ること 況 等 が に 連 0) 鑑 携 な み、 1 L よう、 て、 就 職 を 就 希 職 中 望する中 支 途 援 退 学 機 に 関 際 途 職 退

業 ま た、 関 就 職 先 が 決 す ま る 5 な 1 ま ま卒 業 し 継 た 続 者 に に つ 1 を 7 は 卒 業 か 5 就 職 ま で \mathcal{O} 期 間 が 短 1

ほ

ど 正

規 校 雇 · 等、 用 労 働 新 者 卒 とし 応 援 7 ハ 就 口 職 1 す ワ 1 る 割 ク 等 合 が が 高 連 携 ま る L など、 公共 職 早 業 期 安 \mathcal{O} 定 就 所 職 12 実 現 お け が る 重 個 要 لح 別 支 な 援 0 7 B 1 面 接 ること 숲 \mathcal{O} カン 集 ら、 中 的

学 な 開 催 等 12 ょ り、 卒 業 直 後 \mathcal{O} 支援 \mathcal{O} 充実 を 図 0 7 1 <_ .

兀 フ IJ ĺ タ 1 を 含 む 非 正 規 雇 用 で 働 < 青 少 年 \mathcal{O} 正 規 雇 用 化 に 向 け た支援

非 正 規 雇 用 労 働 者 \mathcal{O} 現 状 等 に 関 す る 情 報 を 青 少 年 に 提 供 す ることも含 8 主 体 的 に 職 業 選 択 Þ

丰 t IJ T 形 成 を 行 え る ように 支援 し 7 1

お 就 \mathcal{O} 1 不 職 本 誘 て、 導 意 活 等 個 動 な が \mathcal{O} \mathcal{O} Þ 支援 方 0) 5 法 = 非 を に 正 行 関 ズ 規 B す 雇 1 課 る 用 正 題 助 で に応 規 言 働 雇 1 • じ 指 7 用 て、 導 1 \sim \mathcal{O} る \mathcal{O} 青 的 移 ほ 少 行 確 か 年 を な ŧ 就 促 職 業 進 職 多いことを踏まえ、 支援を行うた L 相 談 て 1 く。 職 業 紹 介、 め \mathcal{O} 職 キ わ 場 t カン IJ 定 t 着 T \mathcal{O} B コ ハ 適 ン 口 切 サ な ワ ル 職 テ 業 1 ク 等 訓 ン に グ 練

1 力 フ ま エ) た、 ピ など、 地 域 提 \mathcal{O} 供 都 =] 道 推 ズ 府 県 進 に 等 応 が じ た多 1 中 くことが 心 とな 様 な 0 就 て、 期 職 待 支 地 援 れ 域 メ = \mathcal{O} 関 ユ 係 機 を 関 ワ ン لح ス \mathcal{O} 連 1 携 ツ プ \mathcal{O} 下 で 提 で 青 供 す 小 る 年 が 取 利 組 用 ジジ

やす

日

ブ

サ

ス

0

を

L

7

さ

る。

青 少 事 年 業 主 \mathcal{O} IF. に 対 規 雇 L 用 7 は、 化 に 係 1 る ラ 積 1 極 ア 的 ル 雇 な 取 用 組 雇 を 促 用 型 L 訓 て 1 練 Þ 企 業 内 で \mathcal{O} 正 規 雇 用 0 転 換 \mathcal{O} 取 組 など、

五 企 業 に お け る 青 少 年 \mathcal{O} 活 躍 促 進 に 向 け た 取 組 に 対 する支援

 $\left(\overline{} \right)$ 青 少 年 \mathcal{O} 雇 用 管 理 \mathcal{O} 改 善 12 向 け た 支 援

ツ チン 青 少 グ 年 \mathcal{O} \mathcal{O} 向 適 上 切 0) な た キ \Diamond t IJ \mathcal{O} 取 T 組 形 12 成 加 \mathcal{O} え、 実 現 青 \mathcal{O} た 少 年 め に \mathcal{O} は、 能 力 Þ 早 経 期 験 離 に 職 応 \mathcal{O} Ū 防 た 止 適 \mathcal{O} 観 切 点 な 待 か 遇 5 入 を 確 П 段 保 階 す る で など 0) 7

企業内 で \mathcal{O} 滴 切 な 雇 用 管 理 を 促 進することが 課題となって ١ ر る。

青 て自 項 办 に ま 主 年 規 た、 定 的 雇 に す 青 用 ^る学: 雇 情 少 用 年 報 校 管 に \mathcal{O} 卒 内 と 理 業 0 \mathcal{O} 容 / 見込 改 7 \mathcal{O} 善 充 魅 実や、 者等 が 力 図 \mathcal{O} 5 募 あ 法 れ 集 る ることが に を 職 基づく認 場 1 う。 となるよう、 期 待さ 及 び 定 制 学校卒 れ 度に 学校 る。 係 -業見込: 卒 る認 業 定 見 者等 込者 \mathcal{O} 取 得 求 等 に 募 人 に 集 向 け、 当た 法 第 各 0 て 十三 企 業 提 に 供 条 第 お す る

題 分 析 \mathcal{O} た め、 改 善 等 企 を 業 促 \mathcal{O} 雇 進 す 用 る 管 など 理 \mathcal{O} 積 改 善 極 的 に な 向 支援 け て、 を 行 離 う。 職 率 \mathcal{O} 高 1 業 種 に 0 1 て、 雇 用 管 理 面 で 0) 課

 $(\underline{})$ 青 少 年 \mathcal{O} 採 用 及 び 育 成 に 積 極 的 な 中 小 企 業 \mathcal{O} 情 報 発 信 \mathcal{O} た 8 \mathcal{O} 支援

え る 青 中 少 小 年 企 \mathcal{O} 業 雇 \mathcal{O} 用 情 管 報 理 発 に 信 積 を支援 極 的 に するた 取 ŋ 組 め、 4 な が 法 に 5 基づ ŧ, く認定 知 名 度 等 制 度等 \mathcal{O} 点 を推 カン 5 進 青 し、 少 年 公 \mathcal{O} 共 採 職 用 業 12 安 課 定 題 を抱 所 等

に お 1 7 重 点 的 に 7 ツ チ グを 行 0 7 1 く。

 $(\underline{\underline{}})$ 仕 事 لح 生 活 \mathcal{O} 調 和 つ ワ] ク • ラ 1 フ バランス) の改 善、 多 様 な = ・ズに 対 応 L た 働 き方 \mathcal{O}

実現

青 少 年 が 働 きが 1 を 持 5 な が 5 ライ フ ステ] ジに 沿 0 て、 希 望 に 応 U た 働 き方 を 選 べ るよ

うな 環 境 づく り に 取 ŋ 組 λ でい くことが 必 要で あ る。

企 \Diamond ス) 業 \mathcal{O} 具 に 時 体 間 的 \mathcal{O} お と に け \mathcal{O} れ る は 確 自 保 た 働 主 所 ^ 定 き 的 \mathcal{O} 方 時 な 配 間 慮 \mathcal{O} 取 等、 円 外 組 労働 滑 を 促 仕 な 導 事 0) L と生 削 7 入 減、 \mathcal{O} 1 < 促 活 進 ととも 年 \mathcal{O} を 調 次 义 有 和 に、 給 0 つ ワ 7 休 1 暇 仕 1 事 ク نح 育児休業 生 ラ 1 活 フ \mathcal{O} 調 0) 取 バ 和 得の ラン つ ワ 促進、 ス) ク 0) ラ 改 自己啓 善 1 フ に 発 向 バ け 0) ラ た た

六 職業能力の開発及び向上の促進

□ 職業訓練の推進

安定 型 訓 訓 シ 練 公 な就 T 共 練 メ = 職 A を 引 労を繰り を 業 ユ 訓 構 き続き推 築 練 や、 کے 返 企 L す 進 業 就 7 す 青 内 実 職 る。 少 で 施 \mathcal{O} 年 可 \mathcal{O} L (T) 実習、 7 能 ま 安定的 性 た、 1 をよ لح る 産 教 日 業 な り 育 本 就 高 界 訓 版 職 B 練 デ 8) る 地 \mathcal{O} 機 ユ 実 ア た 域 関 等 現 ル 8 \mathcal{O} 等 シ \mathcal{O} = で に 職] 0 ス ŧ テ 業 座 ズ 活 学 7 を 訓 . 用 す 踏 ,等 等 練 ま と \mathcal{O} コ えて を組 る。 主とし ス 産 4 \mathcal{O} 学官 て青 開 合 わ 発 に せ 少 乍 検 ょ て 実 を 証 る 施 を 地 対 象 行 す 域 る لح 1 コ L 雇 た 不 ソ 用

保 険 ま を受給できな た、 離 職 後 1 相 当な 青 少 年 期 に 間 対 が L 経 て 過 は L た 青 求 職 办 者 年 支援 Þ 訓 度 練 ŧ に 就 ょ 労 ŋ l たこと 早 期 \mathcal{O} 就 \mathcal{O} 業 な に 1 向 青 け 少 引 年 など、 き続き支援 雇 用

する。

礎 分に あ ことに \mathcal{O} る。 的 理 職 形 業 能 解 成され ょ 力 訓 ま 不 た、 り、 0 足 練 習得 \mathcal{O} 訓 職 7 実 施 B 業 最 練 7 職 中 能 に 近 な 送 当 た 業 に 力 7 \mathcal{O} 開 意 青 つ 現 識 7 発 状 0 少 7 年 て 0 に \mathcal{O} 課題 あることに鑑 は、 醸 Ł \mathcal{O} 成 特 や目 を図 徴 対 コ 象となっ ? B [標を り 抱 ユ ニケ 0 え る青 つ、 る 明 み、 確 課 1 き シ に 少 題 訓 \Diamond 等 年 彐 L 練 が 細 受講 を ン た か 踏 能 上 職 力 で 業 な ま 前 の 不 職 え、 適切 経 に 業 丰 験 社 会 指 な訓 足 ヤ \mathcal{O} 導等 IJ 不 · 足等 人 人 練 T を 間 コ 併 職 関 誘導することが に ン せ 業 係 サ ょ り、 7 ル 人として 、行う。 0 テ 不安、 1 職 業 ン グ 必 能 要 仕 重 を 力 行 な 要で が 事 基 う +

等 12 中 ま -長期的 より た、 必要な支援等を行う。 企業 な視点で 内 0 青 少年 人材投資を行うことが \mathcal{O} 育成 に つい て は、 できるよう、 景気 \mathcal{O} 動 向 引 Þ き続 企 業 き、 \mathcal{O} 業績等に 助 成 金、 関 認定 わ らず、 職 業 事 訓 業 練 主 制

が

度

□ 職業能力検定の活用の促進

やこれ 指 着 適 ŧ 正 有 実 すべ 職 に す 業 カン に る。 職 き 0 に 応じ 客 職 業 関 能 観 業 ま す た職 的 た、 能 力を る に 力 知 業 評 青 高 開 識 価 能 発 Þ 少 め、 され 職 年 力 \mathcal{O} 丰 を 明 歴 \mathcal{O} ることにつなが 職 レベ 確 が ヤ な 業 IJ な ルごとに階層化することにより、 指 能 ア 7) 青 向 標となるものであ 力 少年 \mathcal{O} 上 を 見 図 え にとって、 り、 る化 る 道 円 を進 筋として 滑 り、 な め 技能 7 ることは ま 機 ツ 検 チン 能す た、 定を中 グに資す る V 労働 青 ŧ わ 心とし ゆ 少 \mathcal{O} 者がは 年 を るキ るも た \mathcal{O} 1 実 う。 職 t 践 業 \mathcal{O} リアラダ しごを昇るように で 的 能 あ とし 力 な る。 検 職 定 業 7 能 は \mathcal{O} 機 職 力 務 が 能 目

るよう、 \otimes ていく。 るとともに、 この た 青少年 め、 技 を主 学校教育等との 能 検 一な対象 定 制 度に とし つ た技能: 連携を通じ 7 て、 検 青 定三 少 た青少年に 年 \mathcal{O} 級 七 \mathcal{O} 対 チ Ŕ 象 · 対 す 職] 種 シ る技 \mathcal{O} 日 拡 ン 能 大 \mathcal{O} など、 検定 向 上や 0) 積 丰 積 ヤ 極 極 的 的 リアア な に 活 そ ツ 用 \mathcal{O} プ 促 設 進 に 定 を図 を進 資 す

7 ζÌ また、 る対 今後 人 サ ŧ 雇 ピ 用 ス 分 吸 野 収 等 力 に \mathcal{O} 重 増 点 大 を置 が 見込ま 7 て、 れ、 業 界 青 内 小 年 共 \mathcal{O} 通 キ \mathcal{O} 職 ヤ 業 リア 能 力 形 を 成 上 評 \mathcal{O} 価 課 す る 題 技 が 能 ょ り 検 定 顕 在 \mathcal{O} 職 化 種

 \mathcal{O}

整

備

等を

進

8)

る。

0

点 がら、 さらに、 これ 業界内 5 $\overline{\mathcal{O}}$ 検定 一共通 に 0 検定と連関性を持 取 り 組 む 業界 寸 体 B つ実践的 企業等に対する積 な企業単 位 極 の社内検 的 な支 八援を 定 0 進 普及促進を 8 る。 义 る観

$(\underline{\underline{}})$ 職 業人 生 を 通 ľ た 丰 ヤ IJ ア 形 成 支援

業人生をも て の自覚を持 青 少 年 \mathcal{O} たらす 主 ち、 体 的 職業 等 な \mathcal{O} キ 効果 人生を通じてキャリア形成 ヤ IJ が ア あ 形 る。 成 を図 こ の ることは、 ため、 青 に 職 少 取 年 業 り 本 能 組 力 人 が 開 むことが 将 発 来 に \mathcal{O} 対する意欲 必要 経 済 へであ 及 び を高 る。 社 会 「を担 め、 う者 豊 か な 職

教 育 訓 練 給 付 等 \mathcal{O} 各 制 度 \mathcal{O} 活用 企業 の支援等に ょ ŋ 青 夢 年 が 能 力 開 発 を行う環 境 整 備 に

取 ŋ 組 む。

ま

た、

求

職

者だけ

でなく、

在

職

者も含め

た

. 青

少

年

 \mathcal{O}

主

体

的

な

丰

ヤ

IJ

ア

形

成

を促

進 す

る

た

め、

昭 \mathcal{O} を 丰 和 抱 え 方 几 ヤ 7 で、 + IJ Ź V) 兀 る者 コ 年 職 法 業 ン サ ₽ 経 律 第 ル 験 1 タン 六 ることから、 が 十四四 少 1 な 号) 0 1 資 青 に 質 少 こう 基 年 0) 一づく、 向 \mathcal{O} Ĺ 上 中 た を 丰 に 図るとともに、 青 ヤ は リア 少年 個 人で コンサ を支える 丰 ĺ ヤ 養成、 リア タン 人材として、 を \vdash 形 促 \mathcal{O} 成 進すること等に 登 に 録 0 職 *(*) 制 度等 業 て考え 能 を 力 ること 活 開 ょ 用 発 り、 促 に 進 支援 課 法 層 題

 \mathcal{O}

機

会

 \mathcal{O}

拡

充

12

努

 \Diamond

る。

とに 及 滑 う 青 び F さ 加 な ょ 職 5 少 え 就 \mathcal{O} り、 て、 業 作 年 12 職 成 に 能 \mathcal{O} 仕 支 青 を 対 力 玉 際 証 通 援 L 事 少 て、 明 U を を行うため 年 化 L に \mathcal{O} た \mathcal{O} そ 対 ツ 目 な 丰 応す (T) が] 的 ヤ 意 5 ル IJ 前 に、 ア・ とし ること 識 異 後 B 玉 \mathcal{O} 海 機 で て見直 定 プラン 期 会 \mathcal{O} 外 等 できる青 体 社 的 験 を 会 \mathcal{O} L な を行 作 生 キ 捉 で 活 得 え、 ヤ 成 を体 つ リア 少 た 及 たジ 年 能 び キ これ を育 験 コ 力 ヤ ン \mathcal{O} IJ で 日 きる 成 T ブ サ に 明 す 基 コ • ル 確 る。 ワ テ 力 づ 化 ン <] 等 サ イン F 職 丰 \mathcal{O} ル グや 丰 テ ン \mathcal{O} 業 グ 活 能 Y イ 用 キ ン ホ 力 IJ を促 リデ 開 ア グ ヤ リア 形 \mathcal{O} 発、 進 成 実 す B 希 \mathcal{O} 施 る。 望 支援 B 海 プランニング 外 に ジ を行 応 留 日 学 ブ じ を た 行 円 力

七 二] 1 等 \mathcal{O} 青 少 年 に 対 す Ź 職 業 生 活 に お け る自 立 促 進 \mathcal{O} た 8 0 支 援

に 青 対 少 将 年 来 で \mathcal{O} そ 労 あ \mathcal{O} 0 働 特 て、 力 性 を に 職 確 応 業 保 じ 生 す た る 活 適 を 等 職 円 \mathcal{O} 滑 \mathcal{O} 観 選 12 点 営 択 カ ら、 そ む 上 \mathcal{O} 他 で 就 業、 \mathcal{O} \mathcal{O} 職 困 業 通 難 学 生 を 活 抱 及 に てバ え 関 る 職 す 業 1 Ź 訓 わ 相 練 ゆ 談 る \mathcal{O} 受 \mathcal{O} 二 機 講 会 \vdash \mathcal{O} 等 \mathcal{O} 1 ず 提 لح 供 呼 れ ば ŧ 職 れ 業 る 7 生 青 1 活 少 な 年

お け る自 立 を支援 す Ź た \Diamond \mathcal{O} 施 設 \mathcal{O} 整 備 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 必 要な 質 \mathcal{O} 高 7 支 援 を 継 続 的 に 提 供 す

また、 公共 ることにより 具 職 体 各 業安定 的 地 に 支援 は、 域 所、 若 就 者 職 = 地 サ に 方 向 ポ 1 公共 け 等 た支援を行うとともに、 \mathcal{O} 1 寸 ス 青 テ 体 少 等 年 1 シ 0) \mathcal{O} 関 支 日 ン 係 援 機 が \mathcal{O} 関 有 拠 す との 点で Ś 就 連 あ 1 職 ウ 携 る を通じ 地 L ノヽ た者 ウ 域若 Ŕ た情 者サ 経 に対す 験 報 ポ \mathcal{O} る職 提供 普 及、 1 等 場 ス や職 定着 テ 研] 修 支援等 体 場 シ 体 制 日 験 ン \mathcal{O} を実 に 整 0) 備 充 お 実 施 B ずる。 を図 好 事

八 地 域 に お け る 青 少 年 \mathcal{O} 活 躍 促 進

例

 \mathcal{O}

周

知

を

行う

専

門

人

材

 \mathcal{O}

育

成

等

に

努

8

る。

等 が 青 連 少 携 年 が し、 希望する地 地 域 \mathcal{O} 募 集 域 に 求 お 人情 1 て 就 報 職 \mathcal{O} することができるよう、 収 集 及び 提 供 等 \mathcal{O} 必 要な 取 国 組 を進 地方 公共 めることによ 団 体、 事 り、 業 主 1 大学 わ ゆ

る U Ι J タ ン 就 職 を 積 極 的 に . 支 援 l 7 1

含め な た多様 お、 支 な 援 選 \mathcal{O} 際 択 に 肢 が は あ り 地 得 域 ることに留意することが に お け る良 了 質 な 雇 用 \mathcal{O} 場 必 \mathcal{O} 要で、 創 出 あ \mathcal{O} る。 ほ か、 青 少 年 Ė 身 に ょ る 起 業

九 青 夢 年 福 祉 施 策 \mathcal{O} 実 施

を送ることが こうしたことから、 青 少 年 が 自 律 できるよ 的 に 職 う 地 業 方 地 生 公 域 活 世 団 設 \mathcal{O} 計 関 体 係 を行 \$ 者 V. \mathcal{O} 意 勤 労 識 仕 青 啓 事 少年 に 発 等 対 す 福 を 祉 行 る に係 意 0 識 て る支援機関等 改 1 革 くこと に 取 は り 組 が 引 み、 中 き 心となって、 続 充 実 き 重 L 要 た で 職 あ 業 地 生 域 活

青少年の 雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、 職業紹介事業者等その他の関係者が適切

に対処するための指針の一部を改正する告示案要綱

青少年 \mathcal{O} 雇 用機 会 \mathcal{O} 確 保 及び 職 場 ^ の定着に関 l て事業主、 職業紹介事業者等その 他 の関係者が 適切

に対処するための指針の一部改正

第

事業主等が 青少年 の募集及び採用に当たって講ずべき措置として次の内容を追加すること。

() 青少年雇用情報の提供

7 ッチン グ \hat{O} 向 上の ためには、 労働条件等に加えて、 職場 にお ける就労実態に係る情報 \mathcal{O} 提 供 が 重

要であることに鑑み、 事業主等は、 青少年の 雇用の促進等に関する法律 (昭 和四十五 年法 . 律第九十八

号。 以 下 法」 という。) 第十三条及び第十四条に規定する青少年 雇用情報 の提供に当たっては、 次

に掲げる事項に留意すること。

1 ホ 1 ム <u>~</u>° ージ等での公表、 会社説明会で \mathcal{O} 提供又は求人票 への記載等により、 青少年雇用情 報 の全

ての項目について情報提供することが望ましいこと。

口 学校卒業見込者等 (法第十一条に規定する学校卒業見込者等をいう。 以下同じ。) が具体的 な項目

の情報提供を求めた場合には、 特段の事情がない限り、 当該項目を情報提供することが望ましいこと。

ハ 情 報 提供 の水 めを行った学校卒業見込者等に対して、 当該求めを行ったことを理由とする不利益な

取扱いをしないこと。

=情 報 提 供 の求めに備え、 あら かじめ提供する情報を整備しておくことが望ましいこと。また、 その

求めがあった場合には、速やかな情報提供に努めること。

職業紹介事業者等が 青少年の雇 用機会の確保及び職場へ の定着促進のために講ずべき措置として次の

内容を追加すること。

() 青少年雇用情報の提供

1 職業 紹介事業者 (職業安定法 (昭和二十二年法律第百四十一号)第三十三条の二第一項の規定によ

り 無 料 職 業紹 介事 業 0 届 出を行った場合は、 学校等も含まれることに留意すること)は、 学校卒業見

込者等· 求人 (法第十一 条に規定する学校卒業見込者等求人をいう。 以下同じ。 の申込みを受理 する

際に、 法第十四条の趣旨に沿って、 求人者に青少年雇用情報の提供を求めるとともに、 全ての青少年

雇用情報を提供するよう働きかけ、 学校卒業見込者等に対する職業紹介に活用することが望ましいこ

また、 職業紹介事業者は、 就職支援サイトを運営する場合は、 事業主の青少年雇用情報について

、可能な限り全ての項目が掲載されるように取り組むこと。

求 人の 申込みを受理する段階で提供がなされ てい な 7 · 青 少年 雇 用情報について、 学校卒業見込者等

か ? ら職 業紹介事業者に対して個別に照会があった場合は、 法第十四条の趣旨に沿 つて、 職業紹介事 業

者から求人者に対して当該照会に係る青少年雇用情報の提供を求めることが望ましいこと。 この場合

に お (1 て、 当該照会を行った学校卒業見込者等に関する情報を求人者に明示する必要はないことに留

意すること。

口 募集情報提供事業者は、 自らの運営する就職支援サイトに、 学校卒業見込者等募集 (法第十三条第

項の学校卒業見込者等募集をいう。) を行う事業主の青少年雇用情報について、 可能な限り全ての

項目が掲載されるように取り組むこと。

(二) 労働関係法令違反の求人者への対応

学校卒業見込者等の 適 職 選択 \mathcal{O} 親点 から、 職業紹介事業者においても、 法第十一条に規定する公共

職業安定所における求人の不受理に準じた取 組を進めるため、 職業安定法第五条の五 の規定 の趣旨及

び求職者の就業機会の確保に留意しつつ、法第十一条に基づき公共職業安定所が不受理とすることが

できる求人者からの学校卒業見込者等求人は取り扱わないよう、同法第三十二条の十二第一項 (同法

第三十三条第四項において準用する場合を含む。)又は同法第三十三条の二第五項に規定する職業紹

介事業の取扱職種の範囲等の届出を行うことが望ましいこと。

三 その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 適用期日

この告示は、 平成二十八年三月一日から適用するものとすること。